

2007.1.11.

条約解釈枠組みとILO88号条約解釈

- 問題状況の整理 -

小寺 彰

はじめに：条約解釈とは？

- ・ 基本課題：ILO88号条約は加盟国にどのような義務を課したか？

ILO88号条約をめぐる解釈の対立 (eg. 厚労省 vs. 豪政府)

- ・ 条約解釈権はどこにあるのか？

強制管轄権のある国際裁判所の不在、国際機関の条約解釈への関与

- ・ 条約解釈はどのようにして行うか？

国際法上の条約解釈規則

・ 条約解釈権

- ・ 基本的には条約当事国に条約解釈権。当事国が合意すれば国際司法裁判所等が解釈権をもつ。
- ・ ILOのような国際機関での条約解釈の役割：加盟国の説明責任の追及であって解釈権はない。

・ 条約解釈規則

- ・ 条約法に関するウィーン条約

特徴

1. 客観的な解釈 - 条約準備作業の二次的重要性
2. 実効的解釈
3. 事後の実行 (subsequent practice) の重要性
4. 国際機関の関係規則の考慮

・ ILO88号条約に関する2つの解釈

1. ILO88号条約の概要

- 1条：無料公共職業安定組織 (free public employment service) の維持
- 2条：職業安定組織は、国の機関の指揮監督の下にある「職業安定組織の全国的体系 (national system of employment offices)」で構成される。
- 3条1項：その体系は、機関の網状組織から成る (comprise a network of ... offices)。
- 6条：職業安定組織の任務：労働者の援助、求職者の登録等
- 9条：職業安定組織の職員は、・・・公務員でなければならない (The staff of the employment service shall be composed of public officials)。

2. 厚労省の解釈

- ・ 2条、3条、6条 ハローワークとの全国的ネットワークを構成する付属施設は、条約上の職業安定機関(office のことか?)である。

: 条約上の「職業安定機関」とは何か? 2条は、職業安定組織について、「職業安定機関」の「全国的体系(national system)」であり、「网状組織(network)」からならなければならないと言っている。現在の日本の職業安定機関の全国的体系・网状組織をそのまま維持しなければならないということではなく、「全国的体系」であり、「网状組織」になっていればいい。

"national system"、"network"、"comprise"とは?

- ・ 9条 職業安定組織の職員は公務員でなければならない。
 - : 「全国的体系を構成する機関」にのみ適用される。
 - 「全国的体系を構成する機関」に勤務する「職員(staff)」とは何か。機関に勤務するすべての人が公務員であることまで要求しているのか。

"staff"、"shall be composed of "の理解?

3. 豪州政府の解釈

- ・ 2条 Employment Secretary および当該機関と取決を結ぶ Commonwealth Service Delivery Agency や employment services providers によって対応。

: national system である点は問題ない。

- ・ 6条 国内法に基づいて任務を遂行

: 私企業も含む職業安定組織が義務を遂行する形。

- ・ 9条 公務員によって構成される Department や Commonwealth Service Delivery Agency と私企業によって構成される職業安定組織で十分。

: 勤務する人がすべて公務員でなくても良いという解釈。

まとめ

- ・ 最終的な争点はまず9条、そして2条・3条の解釈。
- ・ ILOの関係規則はあるのか。また事後の実行と評価できるものはあるか?

資料

条約法に関するウィーン条約

第31条 解釈に関する一般的な規則

- 1 条約は、文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い、誠実に解釈するものとする。
- 2 条約の解釈上、文脈というときは、条約文（前文及び附属書を含む。）のほかに、次のものを含める。
 - (a) 条約の締結に関連してすべての当事国の間でされた条約の関係合意
 - (b) 条約の締結に関連して当事国の一又は二以上が作成した文書であつてこれらの当事国以外の当事国が条約の関係文書として認めたもの
- 3 文脈とともに、次のものを考慮する。
 - (a) 条約の解釈又は適用につき当事国の間で後にされた合意
 - (b) 条約の適用につき後に生じた慣行であつて、条約の解釈についての当事国の合意を確立するもの
 - (c) 当事国の間の関係において適用される国際法の関連規則
- 4 用語は、当事国がこれに特別の意味を与えることを意図していたと認められる場合には、当該特別の意味を有する。

第32条 解釈の補足的な手段

前条の規定の適用により得られた意味を確認するため又は次の場合における意味を決定するため、解釈の補足的な手段、特に条約の準備作業及び条約の締結の際の事情に依拠することができる。

- (a) 前条の規定による解釈によつては意味があいまい又は不明確である場合
- (b) 前条の規定による解釈により明らかに常識に反した又は不合理な結果がもたらされる場合

第5条 国際機関を設立する条約及び国際機関内において採択される条約

この条約は、国際機関の設立文書である条約及び国際機関内において採択される条約について適用する。ただし、当該国際機関の関係規則の適用を妨げるものではない。